

随意契約および比較見積もりを省略する理由書

工事名：久米田池 2 番樋ゲートシステム整備（7）工事

本工事は久米田池のより高度な用水管理と洪水調整機能の強化に向けて、府が運用しているため池防災テレメータと連携し、2 番樋ゲートを遠隔化及び電動化するためのシステムの構築・調整及び久米田池の水位観測のための観測機器の設置を行うものである。

ため池防災テレメータシステムは、近年、頻発する局地的集中豪雨などによる決壊被害から府民の生命・財産を守るため、水位計や雨量計を設置し、水位等の観測データをリアルタイムに収集・配信するシステムで、久米田池を含め、防災重点ため池 A から C 級のうち、水防上、特に監視を必要とするため池において、観測機器の設置を行ってきたものであり、「大阪府ため池総合整備推進協議会」から提出されたシステムに係る要望・提案書を満足する仕様で府が工事発注を行い、NEC ネットエスアイ株式会社が受注し、大阪府が求める仕様に合わせて独自の技術でシステム構築、また施工を行った。

今回導入する久米田池 2 番樋の遠隔化及び電動化システムは、有事の際に他設置池と一体的に水位監視を行うなど、府・岸和田市が確認できることが重要であるため、上記ため池防災テレメータシステムに組込む仕様としている。本工事を施工するにあたっては、ため池防災テレメータシステムの機能、構造に精通するとともに、システム相互間の整合を図るための高度な技術的調整が必要である。よって、本工事を履行できるのは、同ため池防災テレメータシステムの構築・施工を行った NEC ネットエスアイ株式会社においてほかにない。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とし、上記理由から財務規則運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書を省略とするものである。